

システムリスク管理基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本方針は、株式会社 bitFlyer(以下、「当社」という。)が開発・運用するシステム及び利用する外部サービス(以下、「システム等」という。)を安全かつ安定的に稼働させ、公正な暗号資産市場の確立及び当社が提供するサービスの利用者(以下、「顧客」という。)からの当社に対する信頼を確保するため、リスク特性に応じた経営資源配分等を踏まえ、システムリスク管理基本方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本方針においてシステムリスクとは、次の各号に掲げるリスクをいう。

1. システム等のダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い顧客及び当社が損失を被るリスク。
2. システム等が不正に使用されることにより顧客や当社が損失を被るリスク。

第2章 管理態勢

(管理態勢)

第3条 当社は、システムリスク管理の統括責任者を定める。

2. 当社は、統括責任者の配下にシステムリスク管理に係る統括部門を設置し、統括部門はシステムリスクの特定や評価、リスク軽減の推進を行い、管理部門のリスク管理を牽制・支援する。
3. 当社は、システムリスク管理に係る管理部門を設置し、管理部門はシステムリスク管理の実務やシステム主管部門の活動を推進し、統括部門と連携する。
4. 当社は、システムリスク管理に係る意思決定機関及び分科会を設置する。

(規程の整備)

第4条 当社は、システムリスク管理に必要な要件を明確にするため、本方針に準拠した規程・細則・公式マニュアル等を整備する。

(監査)

第5条 監査部門は、法令や官公署のガイドライン等、本方針及び当社で定める規程等を遵守しているか、また統括部門及び管理部門等によるシステムリスク管理態勢の有効性及び妥当性について監査を実施する。

(遵守義務)

第6条 当社役職員は、システムリスク管理の重要性を認識した上で、法令や官公署のガイドライン等、本方針及び当社で定める規程等を遵守する。

(外部委託先の管理)

第7条 統括部門は外部委託先の管理を統括し、外部委託先の選定基準を定めるほか、定期的な外部委託先評価を当社が実施することでシステム等に係る外部委託先におけるシステムリスクの把握と管理を実施する。

(継続的な改善)

第8条 統括部門及び管理部門によるシステムリスク管理及び監査部門による監査等を通じ、当社はシステムリスクの継続的な改善に努める。

第3章 その他

(本方針の主管)

第9条 本方針の主管は、リスク管理部門とする。

附 則

(施行期日)

本方針は、2024年12月11日より施行する。